



令和3年（2021年）6月2日

保護者の皆様

箕面市教育委員会
箕面市立第二中学校

緊急事態宣言の期間延長に伴う箕面市立小中学校における教育活動について

平素は、本市の教育にご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

大阪府に緊急事態宣言の期間延長が発令されたことを受け、緊急事態宣言中の箕面市立小中学校の教育活動について、下記のとおり示します。なお、4月28日に二中ホームページに掲載いたしました「緊急事態宣言中の箕面市立小中学校における教育活動について」の内容から部活動についてのみ変更がございます。ご理解のうえ、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

○授業について〈継続〉

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続します。
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しません。

【感染リスクの高い活動】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。
例）＊音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱
＊体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
＊家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

○感染拡大に対して不安を感じて登校を見合わせる児童生徒等へのオンライン等を活用した支援について〈継続〉

【配信方法について】

- ・保護者は学校へ欠席連絡を入れます。
- ・学校は対象児童生徒の保護者にオンライン授業（ZOOM）へ参加するためのURLを伝えます。
- ・学校は対象児童生徒の名前の確認をし、参加を承認します。
- ・双方向型の授業（教室と家庭でやり取りをする授業）ではなく、授業の様子を映し配信する形になります。
- ・対象となる児童生徒のみに配信します。
- ・この場合、出席の取り扱いについては「特例の授業（出席停止）」に参加した扱いとなり、欠席の扱いにはいたしません。

○修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動について〈継続〉

- ・中止または延期いたします。

○校外学習等について〈継続〉

- ・府内における校外学習等についても、中止または延期いたします。

○学校外活動（習い事等）について〈継続〉

- ・学校外活動（習い事等）においても感染する事例も出てきていることから、十分な感染対策を講じて参加してください。

○部活動について〈変更〉

部活動は原則休止とします。

ただし、次の1又は2の場合に限り、時間を短縮して実施します。

なお、いずれの場合においても、活動にあたっては以下の点に留意して行います。

○十分な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い活動は行いません。

- ・『「生徒どうしが組み合うことが主体となる活動」、「身体接触を伴う活動」、「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等感染リスクの高い活動』は、マスク等の感染症対策を行っていても実施しません。
- ・運動部については、試合形式の実践練習など集団で行う活動は避け、感染リスクの低い個人でのランニングやシュート練習、十分な距離をあけて行う対面練習、パス練習等を行います。
- ・体育館等屋内で活動する運動部については、呼気が激しくならないような軽度の運動を十分距離を空けて行うなど、感染症への警戒度を高めるとともに、その場所のドアや窓を広く開けて常時換気を行い、生徒が手を触れる箇所を消毒するなど、感染拡大防止のための対策を徹底します。
- ・文化部についても、向かい合っでの活動を避け、少人数で十分に換気を行うなど、感染拡大防止のための対策を徹底し、合唱や演劇等において大きな発声を伴う活動は控えます。
- ・「衛生管理マニュアル」に記している教育活動における「十分な距離」は、「できるだけ2m程度（最低1m）」であり、そのことを踏まえた活動を行います。

○更衣時の身体的距離を確保するとともに、更衣室内の会話を慎むよう指導します。

○登下校時や公式戦会場等への移動時において、生徒どうしによる飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底します。

○練習試合や合同練習は禁止とします。

1 公式な大会やコンクール等への参加及び参加に向けた活動

十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等については、主催者による感染症対策を確認の上、参加することは差し支えありません。参加にあたっては、学校においても十分な感染症対策を講じて参ります。

上記大会等への参加に向けて、学校が必要と判断し、活動を行う場合には、熱中症対策の観点を踏まえ、以下の通りに実施します。

(1) 暑熱順化に必要な期間を含め、活動開始を大会等期間の初日から起算して5週間前とし、段階的に活動を行います。

ア 第1段階（活動開始の2週間）

平日1時間以内の活動とします。暑熱順化を意識した活動とし、活動内容は段階的に高めていきます。

イ 第2段階（大会直前の3週間）

平日1時間以内、休日3時間以内の活動とします。

「箕面市立中学校の部活動方針」に基づき、週当たり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とします。

なお、前回大会等の終了後、活動のない期間が1か月以上にわたる部活動については、筋力回復に要する期間として、必要に応じて、さらに1週間前（大会期間の初日から起算して6週間前）から平日2日、1時間以内で活動してよいものとします。

(2) 公式な大会等が終了した場合は、緊急事態宣言下における活動を休止とします。ただし、次の大会等の予定がある場合は、上記によるものとします。

2 公式な大会等がなく4月15日以降活動ができていない文化部（同好会等を含む。）

平日1時間以内の活動とします。